

株式会社三井住友銀行 御中

エージェントフィーに関する差入書

(借入人)

チーフファイナンシャルオフィサー
/s/ コスタ サロウコス

(武田薬品工業株式会社)

武田薬品工業株式会社（以下、「借入人」という。）は、株式会社三井住友銀行（以下、「エージェント」という。）が、2018年10月5日付「シンジケートローン組成のご提案」（以下、「本提案書」）に基づき締結された各契約に記載されたエージェントとして、当該契約書に規定される資金決済、通知取次ぎ、参加金融機関の意思結集に関する事務等の業務を行うことの対価として、エージェントフィーをそれぞれ以下の条件に基づき支払います。

なお、本差入書において別途明示的に定める場合を除き、本差入書において用いる用語は、本提案書において定義されたものと同様の意味を有します。

また、本差入書は借入人が記名押印の上、エージェントがその原本を保有し、借入人に写しを交付するものとします。

第1条（SSTL）

借入人は、SSTLの契約締結日（以下、「SSTL契約締結日」）において、(i)金500,000円の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、また、(ii)その後の、借入人がSSTLに基づき貸付人に対して負担する一切の債務を完済した日（同日を含まない。）までの間、SSTL契約締結日の属する年の翌年以降におけるSSTL契約締結日の各応当日（当該応当日が営業日以外に該当する場合は翌営業日とするが、かかる翌営業日が翌月となる場合は前営業日とする。）において、金500,000円の手数料（上記(i)及び本(ii)の手数料を総称して、以下、「SSTLエージェントフィー」という。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、エージェントに対して、エージェントが別途指定する銀行口座に振り込む方法又はエージェントが別途指定する方法により、一括して支払うものとする。当該支払に要する費用は、借入人の負担とする。なお、エージェントは、いったん受領したSSTLエージェントフィーについては、いかなる場合においても返還する義務を負わない。

第2条（本劣後ローン契約）

借入人は本劣後ローン契約の契約締結日（以下、「本劣後ローン契約締結日」）において、(i)金1,500,000円の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、また、(ii)その後の、借入人が本劣後ローンに基づき貸付人に対して負担する一切の債務を完済した日（同日を含まない。）までの間、本劣後ローン契約締結日の属する年の翌年以降における本劣後ローン契約締結日の各応当日（当該応当日が営業日以外に該当する場合は翌営業日とするが、かかる翌営業日が翌月となる場合は前営業日とする。）において、金2,000,000円の手数料（上記(i)及び本(ii)の手数料を総称して、以下、「本劣後ローンエージェントフィー」という。）並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、エージェントに対して、エージェントが別途指定する銀行口座に振り込む方法又はエージェントが別途指定する方法により、一括して支払うものとする。当該支払に要する費用は、借入人の負担とする。なお、エージェントは、いったん受領した本劣後ローンエージェントフィーについては、いかなる場合においても返還する義務を負わない。

以上